

傍聴における遵守事項

堺市障害支援区分認定審査会

傍聴者は、次の事項を遵守し会議の円滑な進行に協力しなければならない。

1 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会長の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者は、会議の開始時刻までに事務局に申し出た上で、事務局の指示に従い会場に入場すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入場することができない。
 - ① 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - ② ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
 - ③ 拡声器、メガホンの類又は笛、太鼓の類を携帯している者
 - ④ 写真機又は録画機若しくは録音機の類を携帯している者（ただし、予め会長の許可を受けた場合を除く。）
 - ⑤ 酒気を帯びている者
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議進行の妨害となるおそれがある者

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 審議に批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) ゼッケン、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語や飲食等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (5) 写真等の撮影、録画又は録音を行わないこと。（ただし、予め会長の許可を受けた場合を除く。）
- (6) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電子機器類の電源を切ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴者の退場

会長は、傍聴者が「2 傍聴者の遵守事項」に掲げる各号のいずれかに違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させるものとする。

会議を非公開とする議決があったときも同様とする。